

議案第 5 号

鳥栖市学校職員安全衛生管理規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

鳥栖市教育委員会  
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市学校職員安全衛生管理規則の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 9 号の規定によりこの案を提出する。

## 議案第5号 資料

### 鳥栖市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案の概要

#### 1 改正の理由

佐賀県教育委員会において、統括事務長の職務内容が変更されるため。

#### 2 改正の内容

衛生委員会及び健康管理委員会の構成員として統括事務長を位置づける。

#### 3 施行日

令和3年4月1日

## 鳥栖市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

鳥栖市立学校職員安全衛生管理規則（平成20年教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号中「教頭」の次に「、統括事務長」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳥栖市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(衛生委員会の組織)</p> <p>第10条 衛生委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 副校長、教頭又は事務長のうち1人（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(衛生委員会の組織)</p> <p>第10条 衛生委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 副校長、教頭、<u>統括事務長</u>又は事務長のうち1人（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>